

高齢者等居住改修（バリアフリー改修）に伴う 家屋の固定資産税減額措置申請について

令和13年3月31日までに、一定のバリアフリー改修が行われた住宅について、改修工事完了年の翌年度分（改修工事完了日が1月1日の場合はその年度分）の家屋の固定資産税が減額されます。（都市計画税については減額されません。）

減額要件は以下のとおりとなります。

（１）居住者要件

次のいずれかに該当する方が居住していること

- ・ 65歳以上
- ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている
- ・ 障害者認定を受けている

（２）住宅の要件

- ①新築された日から10年以上経過した家屋であること（賃貸住宅を除く）
- ②改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
（併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること）

（３）高齢者等居住改修工事要件

- ①高齢者等居住改修工事等を行っていること
 - ・ 廊下等の拡幅
 - ・ 階段の勾配の緩和
 - ・ 浴室の改良
 - ・ 便所の改良
 - ・ 手摺の取付
 - ・ 床の段差の解消
 - ・ 出入口の戸の改良
 - ・ 床表面の滑り止め化
- ②高齢者等居住改修工事費用が50万円を超えていること（補助金等を除く）

（４）申請期間 改修後工事完了日から3か月以内

（５）減額の内容

改修工事対象家屋について、翌年度の固定資産税の3分の1が減額されます。

※1戸あたり100㎡相当分までが限度になります。

※耐震改修等（省エネを除く）減額処置と同時に適用できません。

（６）添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（※市内居住者は不要）
- ②住民票の写し（65歳以上の方 ※市内居住者は不要）
 - 介護保険の被保険者証（要介護認定を受けている方）
 - 障害者手帳等（障害者認定を受けている方）
- ③補助金等を受けている場合、その給付が確認できる書類
- ④改修工事に係る明細書（工事の内容、費用を確認できるもの）
- ⑤工事費用の領収書
- ⑥工事前後の写真（建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可）

（７）その他

- ・ 必要に応じて、職員が現地調査を行うことがあります。
- ・ 個人番号等の届出について、詳しくは別紙「個人番号・法人番号の取扱いについて」を参照してください。

問い合わせ先
渋川市役所 税務課 資産税係
住所：〒377-8501 渋川市石原80番地
電話：0279-22-2189（直通）